

第6号議案

石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(石巻地方広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 石巻地方広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和55年石広水条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（降給に関する経過措置）

2 企業長が別に定める規定に基づく措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

3 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、企業長が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(石巻地方広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 石巻地方広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和55年石広水条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(石巻地方広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 石巻地方広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成4年石広水条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第7条に次の1号を加える。

(3) 石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(石巻地方広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 石巻地方広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和55年石広水条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項、第28条の6第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項」に改める。

第22条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、

同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項」に改める。

(石巻地方広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 石巻地方広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年石広水条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(石巻地方広域水道企業団職員の再任用に関する条例の廃止)

第6条 石巻地方広域水道企業団職員の再任用に関する条例（平成13年石広水条例第1号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員をいう。

(石巻地方広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 石巻地方広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、第7条、第16条の2及び第17条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

令和5年2月1日提出

石巻地方広域水道企業団企業長 齋藤正美

令和5年2月3日議決